

平成20年（2008年）紀北町第3回臨時会会議録

第 1 号

平成20年8月1日（金曜日）

招集年月日 平成20年8月1日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年8月1日（金）

応招議員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

1番	東 篤布	20番	東 清剛
----	------	-----	------

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水道課長補佐	脇 博彦
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

議事日程（第1号）

- | | |
|-----------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第40号 | 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事
(分割14号) 請負変更契約の締結について |
| 第6 議案第41号 | 専決処分の承認を求めることについて |

会議録署名議員

18番 垣内唯好

19番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

皆さん、おはようございます。開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

先般、7月30日に開催されました、第60回三重県町村議会議長会定期総会において、町村議会議員として13年以上在職の方に対する自治功労表彰があり、当町議会においては、川端龍雄議員、尾上壽一議員、中津畑 正量議員、東 澄代議員の4名が表彰を受けられました。それぞれ旧海山町議会議員、旧紀伊長島町議会議員として常に町政発展のためにご尽力され、合併後においても紀北町議会の先輩として、円満なる人格と熱意あふれる手腕、見識をもって、町政の円滑な運営と健全な発展に始終一貫してご努力賜った方々であります。その輝かしいご功績に対し深く敬意を表するとともに、本日、ここに表彰状の伝達式を行いたいと思います。

4名の方、前のほうにお願いいたします。

表彰状、北牟婁郡紀北町、川端龍雄様、あなたは多年議会議員として、地方自治の振興に尽くされ、そのご功績はまことに顕著であります。よって、ここに記念品を贈り表彰いたします。平成20年7月30日、三重県町村議会議長会会長 飯田徳昭。

(表 彰 状 の 伝 達)

議長

表彰状、尾上壽一様、文面については、同じでございますので省略させていただきます。

(表 彰 状 の 伝 達)

議長

表彰状、中津畑 正量様、以下同文でございますので省略させていただきます。

(表 彰 状 の 伝 達)

議長

表彰状、東 澄代様、以下同文でございますので省略させていただきます。

(表 彰 状 の 伝 達)

議長

おめでとうございます。

以上で表彰状の伝達式を終了いたします。

ご協力、どうもありがとうございました。

議長

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

なお、20番 東 清剛君、1番 東 篤布君より、所用のため欠席との連絡を受けておりますのでご報告いたします。入江康仁君より、少し遅れるとの連絡を受けております。

ただいまから、平成20年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

18番 垣内唯好君

19番 奥村武生君のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

日程第 3

議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 7 月 29 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議がなされ、すでに配布済みのおり確認いたしておりますのでご報告申し上げます。

まず、本臨時会において提案される案件は 2 件であります。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査についてであります。平成 20 年度水道事業会計の 4 月分について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、三重県町村議会議長会の関係であります。去る 7 月 14 日に理事会が開催され、監査委員の選任が行われました。学識経験を有する者として旧安濃町議会議長をされておりました、浅生吉平氏の選任が同意され、理事より選任するものについては私の再任が同意されました。また、三重県市町村振興協会評議員については、理事会副会長の小林一則玉城町議長を推薦することに決定いたしましたので報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、その他関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4

議長

次に、日程第 4 行政報告につき、町長から申し出がありましたので許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。本日は、第 3 回臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、去る 6 月に、二度の議員説明会で皆様にご説明をいたしました、町内の建設業者が計画している、長島港からの石材積み出し事業について、議員説明

会以降の経過をご報告いたします。

皆様もご承知のことと存じますが、事業者が当初計画していた、長島港前浜からの石材積み出しにつきましても、運搬経路にあたる地域住民の多くが、交通安全面等で大きな不安があると反対をされたことから、地域の理解が得られず、結果的に事業者が長島港前浜からの積み出しを断念し中止した経緯がございます。

その後、事業者は事業を遂行させるため、積み出し先を同じ長島港の前浜から名倉に変更すべく、地元の名倉区自治会等に事業の内容説明と協議を行って、理解を得たことから、港湾管理者の尾鷲建設事務所に港湾施設・長島港名倉野積場の使用許可について申請書を提出いたしました。事業内容につきましても、野々瀬地区より50cm内外の石材をダンプトラックを用いて、国道260号と県道多田ヶ瀬山居線を経由して名倉まで運搬し、東京湾羽田沖までの土石運搬船に船積み引渡しを行うとのことでございます。

このため、先ごろ、本町に尾鷲建設事務所より港湾施設の使用許可に伴う公益に関する意見の照会があり、町の意見として、港湾施設の使用許可については、事業内容について、地域住民に説明をして理解を得た上で、交通安全や環境対策を十分に講じるよう申請者に指導されたいとの旨、回答したところでございます。

なお、長島港名倉野積場の使用許可につきましても、管理者の尾鷲建設事務所が既存の許可を受けている石材業者等と調整を行ったところ、合意がなされたことから、本日、8月1日付けで許可を与えるべく事務処理を行っていると聞いております。

いずれにしても、町といたしましては、地域住民の安全と環境対策に配慮し、事業を進めていたきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第6

議長

それでは、議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第40号と日程第6 議案第41号については、提案者からの提案理由の説明並びに

内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明並びに内容説明については一括議題とすることに決定いたします。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。
議案第40号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号) 請負変更契約の締結
について

本議案につきましては、平成19年9月議会定例会におきましてご可決いただき、紀北町海山区便ノ山518番地2 谷建設有限会社 代表取締役 谷晃史と契約締結し、本年2月8日に開催させていただきました臨時会で設計変更による請負変更契約をご可決いただいたところであります。しかしながら、このたび、再度、設計変更の必要が生じたので、変更前の契約額6,279万4,200円から370万7,550円減額して5,908万6,650円とするにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

本議案につきましては、ご承知のとおり、後期高齢者医療制度が本年4月に施行され、政府では制度の施行状況等を検証し、制度の円滑な運営を図るため検討を続けてきたところでありますが、後期高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について、との見直し方針が示されたことに伴い、紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、6月30日付けで本条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

以上、2議案につき、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。なにとぞ、慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長

続いて、議案第40号についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議案第40号について説明させていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第40号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）請負変更契約の締結
について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 6,279万4,200円
契約後 5,908万6,650円
- 4 契約の相手方 紀北町海山区便ノ山518番地2
谷建設 有限会社
代表取締役 谷晃史

平成20年8月1日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

続きまして、内容について、資料に基づき説明させていただきます。

その前に事業の経過と変更理由について先に説明させていただきます。申し訳ありません。本件工事につきましては、平成16年9月29日の台風19号により被災した白倉1号線の道路災害復旧工事であります。町道白倉1号線では、この時に14件の町道災害が発生いたしまして、平成16年度から町道の起点側より順次施行を行ってきました。この分割14号工事は平成16年の災害の最後の復旧箇所でございます。本件につきましては、平成19年9月定例会で工事請負変更契約を可決していただきまして、鋭意工事を施工してきたところでございますが、昨年、11月と12月の二度にわたり、工事箇所で山腹の崩落が発生いたしました。そのため、工事の安全を確保するため、モルタル吹付約2,200㎡等を追加する設計変更を行いまして、本年2月8日の議会臨時会におきまして工事請負変更契約の締結の承認をいただいたところであります。その後、崩落土砂の撤去や掘削工事を進めた結果、現在の設計の想定と比較いたしまして、より安定した地山の法面であることを確認いたしま

した。このため、地山安定を図る目的で施工いたします鉄筋挿入工について、元設計の148ヵ所から約50%を減とする69ヵ所にいたしました。このため、設計変更の必要が生じたので工事変更請負契約の締結について、再度、議会の議決をお願いするものでございます。なお、現在の工事の進捗率でございますが、約85%でございます。完成期限の8月30日には完成の予定でございます。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。まず、2ページの資料1でございますけれども、工事費変更前請負金額6,279万4,200円、変更後請負金額5,908万6,650円、370万7,550円の減額でございます。比率といたしまして約6%の減でございます。次に工事概要でございますけれども、2項目の鉄筋挿入工、変更前148孔、変更後69孔でございます。79孔の減でございます。この地山の安定を図る目的の鉄筋挿入工の減が今回の主な設計変更の理由でございます。

続きまして、3ページの資料2をお願いいたします。工事の位置関係を示したものでございます。右上に赤く分割14号の箇所を示してございます。町道白倉1号線の路線延長は約8.2kmございまして、平均の幅員は4mでございます。この分割14号は町道の起点側より約3.4kmの位置でございます。

次に資料3、4ページについて説明させていただきます。工事の平面図でございまして、赤色の実線が施工範囲を示しております。図面の右側が町道の起点、左側が終点でございまして、工事の概要の位置、数量等を表示してございます。

続きまして、5ページの資料4でございます。工事の標準的な工法を示す断面図でございます。道路幅員が4m、補強土壁の擁壁の高さ11.3m、鉄筋挿入工の位置などを示しておりますけれども、図面中ほどの少し太い実線がございますけれども、これが鉄筋挿入工でございまして、口径が60mm、長さが2mないし7mとなっております。説明につきましては、以上でございます。

議長

次に、議案第41号の内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。議案書の6ページをご覧ください。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀北町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同

法同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成20年8月1日提出

紀北町長 奥山始郎

というものでございます。7ページにはですね、6月30日で行いました専決処分書を、8ページから9ページには紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の本文を、10ページから11ページにはですね、新旧対照表をそれぞれ付けさせてもらっております。今回の条例改正につきましては、去る4月1日から施行しました後期高齢者医療制度につきまして、国民からいろいろな意見、評価があることから、政府与党におきましては6月に制度の円滑な運営を図るための見直しがなされました。この中で、低所得者に配慮した保険料の更なる軽減措置が実施されることになり、このことによりまして、これまでの普通徴収にかかる保険料の納期を7月から8月に変更する必要が生じ、つきましては、6月30日に専決処分により紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、本日、ここに専決処分の承認を求めるものであります。

条例改正の内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきます。10ページをご覧ください。右側が旧、左側が新であります。また、アンダーラインが改正部分であります。改正するところは、平成20年紀北町条例第1号の附則の改正でありまして、すべてにアンダーラインが引かれておりますが、第2条の改正と新たに第3条を加えるというものであります。内容的には、これまで第2条で規定しておりました、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を第3条として規定し、新たに平成20年度における普通徴収にかかる納期の特例を第2条に規定したものでありまして、新旧対照表につきましても、このような内容に沿ったつくり方でさせていただいております。まず、改正後の第2条の平成20年度における普通徴収にかかる納期の特例であります。先ほど申し上げましたように、政府与党におきまして、低所得者に配慮した保険料の更なる軽減措置が決定されました。この決定につきましては、平成20年度から実施するというものでありまして、これまで保険料の徴収時期として、普通徴収の対象の方につきましては、7月からの徴収となっておりますが、この軽減措置が決定されたのが6月でしたので、7月から徴収するのが、システムの的にも難しく、仮に徴収したとしても、軽減分を還付することになりますので、三重県後期高齢者医療広域連合の統一見解として、還付することを避けるため、8月からの徴収としたもので、県下の各市町村につきましては、この見解に沿った条例改正をすることになり、つきましては、本町も6月30日に専決処分により条例改正をしたものであります。あわせて、その納期につきましても、よりわかりやすくするため、第1期は8月1日から同月25日までというよう

に、各期別の納期を具体的に明文化しております。第3条の改正につきましては、内容的にはこれまでの第2条を第3条としたものでありまして、第1期から第3期までの間は徴収は行わず、第4期から徴収を開始するという規定から、第2条と同様に納期をよりわかりやすくするため第1期は10月1日から同月25日までというように各期別の納期を具体的に明文化しております。

11ページをご覧ください。附則のところでございますが、この条例は平成20年7月1日から施行するというものでございます。

最後に今回、政府与党におきまして見直されました、後期高齢者医療制度の主なものの内容につきまして、若干説明させていただきます。見直しされました事項の1点目は、保険料の軽減についてであります。先ほど説明させていただきましたように、所得の低い方の配慮として均等割の7割軽減世帯のうち、この制度の被保険者全員の方が年金収入80万円以下の世帯につきましては、9割軽減とする。さらには所得割を負担する方のうち、所得の低い方、具体的には、年金収入210万円程度までの方につきましては、所得割額を50%程度軽減するというものであります。ただし、20年度につきましては、すでに制度が実施されておりますので、経過的軽減対策として、均等割、7割軽減世帯を一律8.5割の軽減措置とする。所得割につきましても、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、一律50%軽減するというものでございます。

2点目は普通徴収の対象者の拡大であります。これまで年金からの保険料徴収、いわゆる特別徴収の対象となっていた方のうち、国保の保険料を確実に納付していた方が本人の口座から振り替えにより納付する場合や、世帯主または配偶者がいる方で年金収入が180万円未満の方のうち、世帯主又は配偶者の口座から振り替えにより納付される場合は、申し出により、普通徴収により保険料を納めることができるようになりました。

3点目は終期末相談支援料についてであります。この支援料につきましては、当面、凍結することも含め、取り扱いについて中央社会保険医療協議会で議論を行い速やかに必要な措置をとるというものであります。このことにつきましては、すでに舛添厚生労働大臣から7月から凍結する旨の諮問が中央社会保険医療協議会に行われ、了承するとの答申がなされ、凍結されることが決まっております。これらが見直しされた主な点であります。

以上が6月30日、専決処分により改正しました紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の改正内容等であります。ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げまして、議案第41号の内容説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

以上で提案理由の説明並びに内容説明を終わります。

これより各議案に対する審議を行います。

日程第5 議案第40号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

議案第40号なんですけども、これは白倉1号線、これは2月に災害復旧の工事をやっているところ崩れてきたと、そして、2月に崩れてきたので補強したいということで契約をしなおしたと。ところが、やり始めたら思ったよか地盤が固かったので補強の本数を少なくしてもいいということで、今回契約をもう1回しなおしたということで理解したんですけど、それでよろしいんですか。まず、その点について。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。2月にですね、設計変更による変更請負契約の締結の承認をいただきました。その際ですね、主な変更の理由でございますけれども、昨年11月と12月の二度にわたりまして、工事箇所でかなりの規模の崩落がございまして、その際にですね、工事を進めるにあたり、その崩落土砂の撤去とですね、崩落した法面の保護と申しますか、工事の際の安全を図るために法面の処理が必要になってきてまして、その際に先ほど申し上げましたように、法面の安定を図るためにモルタル吹付を施工いたしまして、その後、工事を続けるということでございまして、その際にモルタル吹付約2,200㎡を追加いたしました。それが2月の主な変更の要点でございます。今回の変更の理由につきましては、その後、崩落土砂の撤去を行った結果ですね、想定していたよりも法面が安定していたということでございまして、崩落した時点でかなり法面が少し、11月と12月と比較いたしまして少し崩れた。また、法面がですね、崩落土砂に覆われておりまして、その時点ではですね、それを把握することができなかったということでございまして、今回、法面崩落土砂の撤去、また、掘削工事が完全に終わった時点で、再度、鉄筋挿入工を施工するにあたり、再確認を行なったところ、安定していることが確認できましたので、その旨減額するものでございます。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

そうすると、最初の2月の契約のときは、吹付工事をするための契約として金額が変更になったということで、今回は土砂の撤去するのが、地盤が固かったということで本数が少なくなったと。僕もうろ覚えで申し訳ないのですが、最初の契約の時にもともと148本で打つという契約になっていたのが、今回、地盤が固かったので69本になったということで理解していいですね。結局は最初の時には地盤が固かったか、固いかというのは、最初の時にはわからなかったわけですか。今までわりと契約しなおして、契約少なくて良かったというのはあんまり聞いたことがないので、今回、こういう事例が出ていましたので、最初の時点でこういうことはわからなかったのかどうか、その点についてお願いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まずですね、16年の9月の被災時でございますけれども、大規模な法面の崩落がございまして、その時点でボーリング等の調査は行っておりません。あくまでも測量に基づきまして、推定でございますね、工法を決定いたしております。まず、第1回目でございますね、当初の設計におきましてですね、鉄筋挿入工につきましては227孔の計上をいたしておりました。当初ですね。その後、工事が進むにつれ、岩盤が少し露出してきましたので、主に終点側でございますね、鉄筋挿入工を第1回目の変更時にも減額しております。その数は約80孔、その際にも2月の変更についても減額はいたしております。さらに今回ですね、完全に崩落土砂の撤去、また、掘削工事が終わってですね、鉄筋挿入工を実際に施工するにあたり再度確認した結果、減額したというものであります。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

1点ですね、お伺いしたいのは、要は当初予算の当時の時にですね、やった入札、入札の時に、これは一番安い方が落とす仕組みですよ、町長。それだったら、これが減額ということになってくると、当初、一番安くした業者のほうはですね、要は現場をよく知っていて、鉄筋の挿入もこんなにたくさんいらんよというような感じで、ずっとこう落としたり。落としたり入札をしたと、仮

にね、町長。だけど、町の設計はですよ、何本だということになるから、それに伴った入札をせな
いかんけれど、結果的には業者のほうがよく知っていたなということになってくるような入札のや
り方ですね、町長、これは今回はですね、安くした人、だけど、線があったのかな、これ。課長、
この入札をした時には最低制限はひいてあったのかな。仮にひいてあったら、それ以下で落とした
業者のほう正しい入札を行ったということになりかねんのと違うのかなということ、これから
の入札制度の中でね、ちょっと勉強のために教えていただきたいんですけど。そこのところはどう
ですか、町長。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、入札に対する件でございますけれども、まずですね、発注者側、つま
り、町が示した仕様書に基づきまして、それぞれ参加業者がですね、町が示しました仕様書に基づ
き、同様の条件で入札を行うものであります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね、それに伴ってはちゃんとそういうような設計の入札をするんだけど、業者のほうとし
ては、もっと安くできたということの、最低制限がひいてあったらね、これ、ひいてあった場合、
最低制限が下がった方のほうが的確な見積もりをやったのではないかなという懸念もあるもので、
これからの入札制度のなかでですね、ちょっと勉強としてちょっと教えていただきたいんですよ。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

すみません。少し説明はですね、落としたようでございますけれども、まずですね、再度説明さ
せていただきますけれども、発注者側の示した条件ですね、数量等に基づきまして、それぞれ参加
業者が入札を行うものでございます。それと、先ほどの最低制限でございますけれども、最低制限
価格は設定してございます。また、当初の入札の状況でございますけれども、23社の指名で行いま
して、そのうち9社が辞退いたしまして、14社により入札を行っております。その結果ですね、最
低制限価格と同額の5業者が同額となりまして、くじによりまして、今回の契約者が落札にいたっ

たということでございます。

議長

ほかにございませんか。

(発 言 する 者 な し)

議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

議長

以上で討論を終わり採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第41号の専決処分の承認を求めることについて、質疑をさせていただきます。3点お伺いいたします。

後期高齢者医療制度については、先ほども説明がございましたが、4月1日から施行されたのに、やはり、もう全国的な、町内においても大変高齢者の方から不満の声が、姥捨て山だという声もた

くさん出ておる中で、政府は6月に見直しをしなくてはならなくなったということですが、このような軽減措置についてですね、今までの措置の変更なんかは、厚生労働省で決定されて減額されたとか、という説明はよく聞いたのですけれども、今回、先ほどの説明は政府与党の閣議で決定されて、減額ということですが、こういうことはよくあることなのかどうか、1点お伺いいたします。

そして、2点目といたしまして、普通徴収の納期が変わるということなんですけれども、今まで2割、5割、7割軽減の方が9割まで軽減されるということで、特別徴収とあわせて、紀北町では、7割軽減のうち今回49.2%の人が9割軽減の恩恵を受けると県の資料では出ておりました。この普通徴収の割合は、その49.2%の中でどれくらいの方が全体の中でおられるのか。特別徴収の方がどれくらいの割合でおられるのか、紀北町の現状をお伺いいたします。そして、納期につきましては、7月から8月に変更されたという説明だったんですけれども、ただ7月から8月にええられただけでなく、納期の回数とか、保険料の中身が変わってくると思われるのですが、そのところ詳しく説明をお願いいたします。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

まず1点目のですね、保険料の今回、減額されたことにつきまして、政府与党のほうですね、最後、閣議決定されて、やられたことについて、これはよくあることなのかというご質問だと思います。これにつきましては、先ほども説明させていただきましたように、政府与党におきまして、いろんな今までの声を反映してですね、検討された結果として見直し案が決定されまして、関係政令、省令等の見直しがなされました。これを受けまして、各保険料の決定につきましてはですね、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で決定するというようになっておまして、広域連合としてもですね、国の政令、省令等の改正を受けまして同じような改正をさせていただいたということで、町の役割としましては、保険料の決定は連合でするんですが、町の役割は保険料の徴収部分ということでありますので、今回、普通徴収にかかるものについての納期を変更させていただいたということでございます。

それから2点目のですね、普通徴収と特別徴収の本町の割合がどれくらいになっておるのかということですが、6月30日現在でございますが、後期高齢者医療制度の被保険者総数3,588名でございます。その中で特別徴収の対象者、いわゆる年金からの天引き者の総数としましては、2,498ということで、残りがですね、普通徴収される方ですね、1,090名ということでございます。

3点目ですね、3点目の納期がですね、7月から1ヵ月延びたことによりましてですね、被保険者にとっては負担がですね、その分だけ増える可能性もあるということ、その影響はどうかということだろうと思います。このことにつきましてはですね、現行条例では、議員もご存知のようにですね、普通徴収の方法により保険料を納める方はですね、7月1日から同月の25日までを1期としてですね、平成21年3月1日から同月25日までを第9期として、毎月支払うことになっております。このことにつきましては、平成19年度県下ですね、市町と三重県の後期高齢者医療広域連合の中で協議を行いまして、その結果、本算定による保険料が確定してですね、それをもとにですね、被保険者の方に保険料の決定通知をしてからですね、保険料を徴収するほうがベターではないかということで、7月から徴収するということになりまして、本条例についてもですね、本則の第4条に謳っておりますが、改正前はですね、7月1日から同月25日までを1期とする徴収になっておりました。そこで、議員ご指摘の点であります、普通徴収の方法により保険料をですね、徴収される方にとっては、確かに8月以降は毎月納める保険料は増えることになります。1ヵ月分少なくなりますので、納める口が。ただ、反面ですね、納める中にはですね、これまでどおりですね、7月から徴収してしまいますと、あとから保険料を還付することになりますので、最初からですね、わかっておるんであればですね、還付しないような方法でですね、やるべきではないかというような意見も想定できます。今回ですね、各市町とこれらを受けまして、今回、市町とですね、三重県後期高齢者医療広域連合との間でですね、議員さんご指摘の点も踏まえまして、協議をした結果ですね、8月から徴収するという統一見解のもと、各条例を改正したというものでございます。ご理解を賜りたいと思います。今後ですね、確かに我々日々の業務におきましてはですね、我々の都合だけではなくてですね、相手の町民の方々の視点に立った業務をですね、する必要があると思っておりますので、今後ですね、いろんな業務においてもそのような視点でやっていきたい。今回の条例改正は今説明したようなことでやりましたのでご理解を賜りたい、そのように思います。

議長

近澤チヅル君

3番 近澤チヅル議員

3点伺った2点目の中でですね、普通徴収の方は、今回、私先ほどお伺いしたのは、全体の普通徴収と特別徴収の方の割合ではなくって、7割軽減から9割軽減にあたる中で普通徴収の方はどれくらいおられるのかということをお伺いしたんですが、ちょっと回答、私の質問の仕方も悪かったのか、ちょっと回答が違っていたと思います。もう一度回答をお願いします。

そして、7月から8月にかわって、今まで普通徴収の方は、年9回ですね、12ヵ月分を年9回に分けて納めていたのが8回になるわけなんですよね。20年度に限って。そのことを被保険者の方に、75歳以上の高齢者の方なんですけど、どのように通知、21年度は違うように、また元の9回に戻るわけになるんだと私は今思うんですが、今年度だけ8回なんですよということも、やはり、ただ何月何日に納付の日が決まりましたというだけでなく、高齢者の方にもそういうところまで、特に普通徴収の方は年金1万5,000円以下の方で大変生活の苦しい方ですので、1ヵ月分の保険料についても9回で払うのが政府の施行のですね、4月に施行されたのに、すぐこういう混乱が起こって、私、窓口も大変だと思うんですけども、払う皆さんも特に低所得者の年金額が月1万5,000円以下の方ですので、詳しく説明して理解を得るべきだと思うんですけども、そこらへんの説明の方法はどのように考えておられますか。お伺いいたします。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

すみません。1点目のご質問につきまして、少し舌足らずの回答をさせていただきました。お詫び申し上げます。改めて回答させていただきます。

特別徴収以外の方については1,090名、先ほど言いました数字でございます。その内訳としてですね、普通徴収の対象者、いわゆる年金額18万円以下の方ですね、につきましては、252名でございます。それから被用者保険、息子さんがですね、社会保険等に入っていて、その扶養になっていた方でございますが、この方については、20年度半年間は無料でございますが、人数としては572名でございます。それから被用者保険に加入していた本人ですね、これは10月からの特別徴収になります、その方が266名ということで、合計1,090名でございます。以上でございます。

それから、2点目のですね、この保険料かわって特別徴収は普通徴収の回数が増えたことですね、減ったことですね、すなわち逆に言ったら保険料が1ヵ月あたりの部分が増えるということでございますが、これについての啓発をどのようにするのかということでございますが、まだ具体的な形では、このようにしようというところはございませんが、まだ決めてはおりませんが、今までも普通徴収の拡大の部分につきましてはですね、政府広報、それから市町ですね、三重県、後期高齢者医療広域連合との3者でですね、合同で大手新聞記事にも掲載をさせていただいております。それから本町につきましては、8月1日発行のですね、今日ですが、町広報でもですね、この案内をさせていただいておるところでございます。具体的な今のご指摘のありました点については、そ

こまでは詳しくは載せておりませんが、問い合わせ等がありましたらですね、丁寧に説明をしていきたいと、このように考えております。以上です。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

前者議員からも質問があったことなんですけれども、第2条ですね。納期がですね、9回であったのが8回にしようとするものなんですけれども、せつかくですね、この条例があるわけなんで、急いでですね作業をすれば改正しなくってもですね、済んだんと違うのかと思うのですが、そのへんのことをお聞きしたいのですが。前者議員が言ったように回数が減ればですね、その分1回の保険料の額が増えていくわけですね。高齢者にとっては、やっぱりできるだけ少ない額を回数多く支払いしたいというのが本来じゃないんかと思うのですが、それと、県下統一的な扱いなのかどうかも含めてちょっとお聞きしたいと思います。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

ご指摘の点につきまして回答させていただきます。急いでやればですね、7月からの徴収で間に合ったのではないかということですが、この点につきましてはですね、国のほうの政府与党等の見直しがですね、6月中旬でございまして、それを受けまして、法改正等がなされまして、広域連合へ来たのがですね、広域連合のほうから各市町に対して見直し方針の説明がなされたのが6月の20日前でございました。これを受けまして、各市町が集まってですね、どのような格好でこの徴収時期を決定するかと、すなわち7月から徴収をしてですね、あとから還付をするか、それとも1ヵ月ずらして還付のないようにするかということの議論はされております。その中で今、お二人の議員さんからご指摘のありました被保険者からしたら保険料がですね、8月から徴収することによって増えるのではないかということで、そういう議論もあった中でですね、統一見解としてですね、還付するのはどうなのかということと、もう1つはですね、保険料の決定通知を、まず保険料を徴収しようと思うとですね、各被保険者に出す必要があります。普通徴収にかかる方につきましては、ご存知のようですね、7月からのこれまでは徴収になっておりましたので、それまでに本算定を終えてですね、それに基づいた保険料を算定して広域連合のほうから送るということになっていたんですが、今の見直しによって、システムの的にも間に合わないというところもありまして、8月中

に送るということになりましてですね、ついては、その決定通知をしてから徴収するのがですね、筋ではないかということもあわせ持つてですね、このような格好で納期を1ヵ月ずらさせていただいたということでございます。ご理解をお願いしたいと。

議長

松永議員、よろしいですか。

松永征也君。

17番 松永征也議員

納得できないことはね、特別徴収ですね、年金から天引きする方、ほとんどだと思んですが、この方についてはですね、4月から天引きが行われておるわけですね。したがって、保険料の額も仮算定もやっておるんでしょうけれど、出とるわけですね。なんか年金から天引きする方についてはですね、もう4月から払っておるのに、普通徴収の方についてはですね、7月でもまだ間に合わん。8月からやということなんですけどもね。このことについてちょっと説明していただきたいと思う。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

ご指摘のように特別徴収につきましてはですね、仮算定で保険料を算出してですね、3月にですね、3月の下旬にですね、各被保険者のほうに送付をして、4月15日からの年金からの天引きをしております。普通徴収の方につきましては、もともと現行条例につきましては、先ほど説明させてもらった理由によりましてですね、7月からの徴収ということになってまして、今回の見直しでですね、どのように徴収時期に反映するかということにつきましては、還付をですね、するよりも、還付しない方法でですね、徴収をしたほうがベターではないかということで、あわせて先ほど言いました、普通徴収の方については7月からした理由の1つとして、本算定をしてからですね、それに基づいて徴収をすべきということで市町と広域連合のですね、協議の中で19年度に決定されまして、そのような格好でさせてもらっておりますので、今回のもともと議員さんご指摘のように、普通徴収についても仮算定でですね、4月からすべきではなかったかというご指摘もあろうかと思うのですが、そこについては、そういう議論の中でされて、今回、新たなですね、見直しの中で1ヵ月出させていただいたということでございますので、ご理解を賜りたい。そのように思います。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

私はこの後期高齢者医療制度ですね、高齢化がどんどん進んでおる中で、国民の皆保険を守っていく持続可能なですね、制度を作っていくためには、私は必要な制度だとは思っておるんですけどもね、しかしですね、中身については、今、いろいろと問題があると思っておるんです。第一ですね、高齢者に配慮というか、温かみというかね、そういう点が中身に欠けるのではないかと思っておるんですけどもね。例えばですね、いくつか挙げますと、まず、年金の天引きなんですけども、年金の天引きは、これは一方的にですね、国のほうで決めて天引きされておるわけなんですけども、高齢者にとってはですね、年金は頼りで楽しみでですね、生きがいでもあるわけですね。それが天引きされるということは、年金の額、受け取る額が減るわけですね。そのような形になっておるものですからね、高齢者にとっては、年金額が削減されたというような錯覚も受けるんじゃないかと思うんですが、そういうこともありますし、また、保険証につきましてもですね、私はこれはちょっと不適當じゃないかと思うんですが、歳をとればですね、目も見えにくくなるというかね、小さい字は見えにくくなるわけですけども、保険証はですね、名刺くらいの小さな保険証なんですね。これも配慮に欠けるのではないかと。東京都なんかはこれまで従来使っておった、

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

尾上議員。

尾上壽一議員

議案第41号について質疑を受けることであって、後期高齢者医療全体のものでね質疑を受けるのが適切なかどうか、議長の判断を仰ぎたいと思います。

議長

松永議員、ちょっと範囲を超えていると思いますので、そのように質疑をお願いしたいと思えます。

17番 松永征也議員

関連があると思うもので、申し上げておるんですけども。それと納期についても、先ほどから指摘しておるように、9回で払うものが8回に、そうすると1回あたりの保険料も上がると、上がっていくと、そのようなことでね、高齢者のね、何と言うか、配慮に欠けておると、行政の都合で行われておるところが多いというふうに私は受け止めます。この制度自体はね、良いことなんです

けども、見直しは必要とするところが多いように思うんですけども。このことについてですね、執行部のほうのお考えをちょっとお聞きしたいと思うのですが。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃる意味はよくわかります。しかしながら、これは議員もおっしゃったように国民皆保険の考え方からですね、高齢者医療保険制度という名前についてもちょっと高齢者の方からはかなりのご批判を仰いでいるなということ、私も実際言われております。それで急ぎよ、長寿福祉保険とか言うたけども、それはなかなか定着しませんね。しかしながら、政府も事情があつてのことであろうし、保険をすべての国民の皆さんに利用、活用していただきたいということなんで、始まったばかりなものですから、いろいろご批判もあろうかと思いますが、今後、批判の結果ですね、政府、あるいは当局がですね、いろいろ考えて納得のいく対応をするように私も働きかけたと思います。以上です。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

入江議員。

11番 入江康仁議員

私、後期高齢者医療制度に関しては、6月にも一般質問をやらせていただいたんですけど、今回のこの専決処分の議案なんですけど、町長、これはですね、国で決まった法律だから、そして、それにしたがって町条例も変えるんだと、その仕組みはよくわかってるんですけど、要はこの中においてね、やはり、法律も国がつくった法律も、悪法というのがあるんですね。まして、この後期高齢者医療制度の中で年金から天引きというのは、はっきりいって後期高齢者の方々、対象になる人たちはですよ、実際、戦後、この国や地域のために一生懸命にやってきて、そして、年金をもらえる年になったら、この楽しみでもらえるんだと思ってかけてきた中で、そして、さあもらえるようになったら、国の財政が厳しいからといって、年金から天引きするよって、このような制度はもったものじゃないですよ、町長、高齢者としては、対象になる人は。それは国は国です。国がつくったものだから、国でやって、年金も天引きされることは、一地方の町長がいくら言ったって、行政が言ったって、それはならん。しかし、それに対してですよ、あなたは紀北町の町長として、この対象になるべき人たちを救う、何か助けることはできないかという、やっぱりですね、この地域

に似た、角度を変えて考えなならんのが、あなた町長の1つの役目じゃないですかと、僕は思うのですけどね。質問でも言ったように、この対象になる人たちは、2,498名ですか。2ヵ月に1回の天引きの金額は約1,500万円になると。1,500万何某やったかな。約1億円弱ですわ。そういうことに関しては補填するなり、何かするなりということは、町独自でもできるんですよ。町長、これはあなたの判断1つなん。この条例に関しても紀北町はですよ、水道水源保護条例って、紀伊長島区にははっきり言って河川の赤羽川が2級河川で県の管理です。その中まで踏み込んだ条例をつくっておいてですよ、この条例は上の国が変わったから、国ができたからという制度で、この後期高齢者の法律をこれを認めてくださいって、それはいかなもんかなと思うんだけど、町長。だから、やはり、1つの約1億の財源にしたってですよ、私は前にも言ったように、なんですかあれ、赤羽の予算、約1億、あれでも別にやるなどは言わない。先送りしてでもこの人たちに還元できるような制度に変えられないですか、町長。そこの考えがあるかないか、ちょっと聞かせてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

前回の議員のご質問に答えたとおりですね、現在のところ、そこまで町の状況にいたってないと判断して考えております。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

ここで1つ、町長、どう。福祉の町紀北町というようなキャッチフレーズでですね、全国でこれをやったら1号ですわ。これはすごいあれは出ますよ。やはり、この法案もですね、見直しよか、民主党が政権をとったらこれをすぐに廃案にするとまで言っている。それは各省庁の官僚のですね、先に無駄遣いをなくせということの中から、やはり、この後期高齢者医療制度の中にも政府のなかですよ、いろんな問題になってきておる。そのようなところの見解はどのようにお考えですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

国レベルの大きな課題ですけども、どちらの党が政権をとるのか、これは予断を許さない問題ですけども、町としては、現在のところ、与党あるいは政府が考えたことに準じていくという姿勢を

とらせていただきたいと思います。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

町長、この専決処分をね、これをするには制度的なところがあるから、これはどうしても認めていかんなんだろう。しかし、町にはですね、いろんなそれに伴ういろんな問題もあるから、いろんな、町長、今、大変な時期だと思うけど、後期高齢者の方々が、対象になる人がちょっとでも、ちょっとでも楽になるような町としての考えを持ってですね、後期医療制度に苦しむ高齢者の方々の配慮をちょっとでも考えていただきたいと思いますということを意見として、これは承認はせんなんからわかる。立場上はわかりますけどね、その意見として町長に申し上げておきます。以上です。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

先ほどのですね、課長の内容説明の中で、今回の見直し方針が示されたことに伴うですね、政令、省令の改正によって、今回の条例改正が行われたということなんですが、この中の2点目のですね、いわゆる普通徴収の枠が拡大されて、現在、年金から天引きされている方がですね、申請によって新たに本人口座からの引き落としに変更できることになったわけなんですが、一応、三重県は7月中をもってですね、10月からの措置について締め切りたいというふうに通知をしておりましたが、今回のこの枠の拡大で申請を行ったのはですね、7月末現在で、紀北町で何名ありましたですか。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。7月31日現在、昨日現在でございますが、本町におきましては14名の方が変更手続きをとっております。内訳といたしましては、海山区で2名、紀伊長島区で12名の方がされております。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発 言 する 者 な し)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発 言 する 者 な し)

議長

以上で討論を終わり採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第41号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

これで本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

それでは、これにて平成20年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前 10時 43分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年8月29日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 垣内唯好

紀北町議会議員 奥村武生